

## 神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日時：令和6年12月5日（木）18：38～18：50
2. 場所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市）教職員給与課労務制度係長、他1名  
（組合）執行委員長、書記長1名、他1名
4. 議題：育児部分休暇の新設について
5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、育児部分休業の取得対象期間の延長に関しまして、「育児部分休暇」の新設をご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「育児部分休暇の新設について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、職員の仕事と育児の両立支援のため、小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できる「育児部分休暇」を新設するものでございます。

「2. 制度内容」につきまして、「（1）対象職員」については正規職員、任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員といたします。「（2）取得要件」につきましては、小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員といたします。「（3）内容」につきましては、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で15分を単位として取得できるものといたします。なお、正規の勤務時間の始めと終わりで分割して取得することも可能です。ただし、育児時間・介護時間・育児部分休業を取得している職員は、合計2時間を超えない範囲で取得できるものといたします。「（4）給与の取扱い」につきましては、無給とし、育児部分休業と同様に取得実績に応じて減額するものといたします。勤勉手当については、育児部分休暇の取得により勤務しなかった時間を日に換算して30日を超える場合、全取得時間について7時間45分をもって1日と換算し、勤務期間から除算するものといたします。なお、30日については、育児部分休業を取得した場合は、育児部分休暇との合計で30日といたします。「（5）手続き」につきましては、申請は月ごとに行い、初回は取得予定日の2週間前までに、継続の場合は取得予定月の前月の給与支給日までに請求するものといたします。「（6）その他」につきましては、他の休暇との併用等については、育児部分休業と同様といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上でございます。

- (組) 給与の取扱いについては、育児部分休業と同様とのことですが、育児部分休業と今回新設された育児部分休暇の違いというのはどういうところでしょうか。
- (市) 育児部分休暇と育児部分休業の違いについては、育児部分休業は、小学校就学の始期まで子を養育する職員が対象となっていますが、育児部分休暇はそれ以降の小学校就学以降から小学校3年生までの子を養育する職員が対象となりますので、制度的には同じもので、対象の子の年齢が違うというものです。そのため、基本的には育児部分休暇の制度は育児部分休業と同様の取扱いをしているということでご認識いただけたらと思います。
- (組) 取得要件が違うだけで休暇名を変えているのかと思いますが、育児部分休業の習得要件を拡大させたらいいのではと思いますが、どうですか。
- (市) 子の小学校就学までの育児部分休業については、法令上定められています。それ以降の部分休暇については法令上定められているものではなく、神戸市として独自で実施するものであるため、育児部分休暇としております。
- (組) 分かりました。育児をしている人にとっては前進かと思いますが、了とさせていただきます。